

令和6年度東松山市手話奉仕員養成講習会（基礎）
受講希望のみなさまへ

東松山市手話奉仕員養成講習会（基礎）を受講希望の方は、下記の注意事項及び開催要領を御確認の上、別紙受講申込書を5月20日（月）までに東松山市役所障害者福祉課に提出してください。

1. 対象者

- ・市内に在住・在勤の15歳以上で、①・②のいずれかに該当する方
- ①相手の簡単な手話が理解でき、手話であいさつ、自己紹介程度の会話ができ、手話奉仕員として活動を希望する者
- ②令和5年度手話奉仕員養成講習会（入門）修了者（事前審査免除）

2. 注意事項

- ・子どもを連れての受講はできません。
- ・その他付き添いの方も会場には入れません。
- ・早退・遅刻は3回で1回の欠席扱いになります。
- ・受講時間が1時間未満になる早退・遅刻は欠席扱いになります。
- ・開講式において受講生の写真を撮影させていただきます。（講習会での指導を目的に使用致します。それ以外の目的での使用は一切ございません。）

3. その他

- ・受講に当たっては事前審査（6月6日（木）19：00から）を受けていただきます。（上記対象者②に該当する方は除く）
- ・申込み多数の場合は抽選となる場合がございます。
- ・受講の可否は6月11日（火）を目安に通知を発送します。

令和6年度東松山市手話奉仕員養成講習会（基礎）開催要領

（目的）

第1条 この要領は、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の生活及び関連する福祉制度について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話技術向上のため講習会を開催し、手話奉仕員を養成することを目的とする。

（主催）

第2条 東松山市

（協力）

第3条 東松山市聴覚障害者会及び東松山手話サークル（以下「協力団体」という。）

（対象者）

第4条 手話奉仕員養成講習会（基礎）を受講できる者は、市内に在住・在勤の15歳以上（中学生を除く）の者で、次のいずれかに該当する者とする。
①相手の簡単な手話が理解でき、手話であいさつ、自己紹介程度の会話ができ、手話奉仕員として活動を希望する者
②過去に手話講習会を受講した者

（定員）

第5条 20名程度。

（期間及び回数）

第6条 令和6年6月20日（木）から令和7年2月13日（木）までの毎週木曜日の全32回とする。1講習は2時間（19：00～21：00）とし、うち4回は特別講演とする（特別講演の回数は変更する場合あり）。
但し、8月15日（木）・10月31日（木）・1月2日（木）は休講とする。

（受講料）

第7条 無料とする。但し、テキスト代（3,300円）は実費負担とする。

（会場）

第8条 東松山市総合会館

（講師及びアシスタント）

第9条 講師及びアシスタントは協力団体に依頼するものとする。

（テキスト）

第10条 この講習会のテキストは、「手話を学ぼう 手話で話そう」を使用する。

（申込方法）

第11条 令和6年5月1日（水）から令和6年5月20日（月）までに、別紙「令和6年度東松山市手話奉仕員養成講習会（基礎）受講申込書」に必要事項を記載し、障害者福祉課に提出すること。

(事前審査)

第12条 市長は協力団体で構成される審査委員会を設け、事前審査（書類審査・手話技術審査）を行うものとする。

事前審査の内容については、審査委員会が協議決定する。

・事前審査 令和6年6月6日（木）19：00～東松山市総合会館3階 302会議室
但し、令和5年度手話奉仕員養成講習会（入門）を修了し受講証書を受け取った者は、事前審査を免除とする。

(受講の決定)

第13条 市長は、前条による事前審査によって合否判定を行った上、受講の可否を通知するものとする。

(受講証書)

第14条 市長は、この講習会を修了した者で、次の各号に該当する者に対して、受講証書を交付する。

- 1 講習（特別講演を含む）全32回のうち、出席率80%以上（出席26回以上）の者。
- 2 特別講演については、全4回のうち、出席率75%以上（出席3回以上）の者。欠席はやむを得ない場合1回限り認められる。その場合も、欠席した講演のテーマに関するレポートを提出すること（全4回レポートの提出が必須）。